

北九州市立大学インターンシップに関する協定書

_____ (以下「甲」という。)と公立大学法人北九州市立大学 (以下「乙」という。)は、乙の大学学生 (以下「学生」という。)の実習の取扱いについて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 インターンシップは、学生に企業実務を経験させることにより、専門科目教育の効果を高めると共に、企業経営と職務を理解させ、更に学生に将来の職業選択に向けての準備をさせることを目的とする。

(期間等)

第2条 学生が甲の事業所において実務を経験する期間、時間等については、甲、乙及び学生と調整を行い、その都度定める。

(実習内容等)

第3条 インターンシップの実習内容及び実習配置先は、甲、乙及び学生間で調整を行い、その都度定める。

(実習期間中の状況把握)

第4条 乙は必要に応じ、甲に連絡のうえ学生の実習状況を視察することが出来る。また、甲は実習内容及び進行状況に関し、求めに応じて報告する。

(実習期間中の災害)

第5条 学生の実習期間中の災害については、学生教育研究災害傷害保険をもって充てるほか、甲、乙及び学生は誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

(規律遵守)

第6条 乙は学生に対し、甲の社内規則を遵守させ、甲の指揮命令のもとで誠意をもって実習を行うよう指導する。

(守秘義務)

第7条 学生は実習中に知り得た甲の機密に属する事項を第三者に漏洩してはならない。また、甲は本インターンシップにおいて知り得た学生の個人情報を厳重に管理し、本インターンシップ以外の目的に使用しない。

(協議)

第8条 本協定に定めなき事項又は、本協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

なお、本協定書の効力は、締結した日から1年間とし、甲、乙双方に異議の申し出がない時は、これを継続するものとする。

年 月 日

甲

Ⓜ

乙 福岡県北九州市小倉南区北方四丁目2番1号
公立大学法人北九州市立大学

学 長

柳 井 雅 人

Ⓜ